

刑事訴訟法第189条第1項及び第199条第2項の規定による
司法警察員等の指定に関する規則

制定	昭和29年公安委員会規則第2号
改正	昭和44年公安委員会規則第4号
改正	昭和46年公安委員会規則第4号
改正	昭和51年公安委員会規則第3号
改正	平成6年公安委員会規則第10号
改正	平成14年公安委員会規則第15号

(原文縦書き)

第1条 岐阜県警察に勤務する警察官のうち、巡査部長以上の階級にある警察官は司法警察員とし、巡査の階級にある警察官は司法巡査とする。

2 岐阜県警察本部長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、岐阜県警察に勤務する巡査の階級にある警察官を、司法警察員に指定することができる。

第2条 岐阜県警察に勤務する警察官のうち、刑事訴訟法第199条第2項に規定する逮捕状を請求することができる司法警察員は、次のとおりとする。

(1) 岐阜県警察本部長の職にある者

(2) 岐阜県警察本部の生活安全部、刑事部、交通部及び警備部に勤務する警部以上の階級にある警察官

(3) 警察署に勤務する警部以上の階級にある警察官

附 則(昭和29年7月1日公安委員会規則第2号)

この規則は、昭和29年7月1日から施行する。

附 則(昭和44年3月25日公安委員会規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年3月31日公安委員会規則第4号)

この規則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和51年4月1日公安委員会規則第3号抄)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年11月1日公安委員会規則第10号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年10月1日公安委員会規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。